恵泉女学園大学　研究活動上の不正行為の防止に関する規程

2008年4月1日　制定
2013年2月14日　改訂
2014年9月18日　改訂
2016年2月18日　改訂
2017年3月15日　改訂
2017年10月12日　改訂
2020年9月28日　改訂
2021年9月27日　改訂

（趣旨）

第１条　この規程は，恵泉女学園大学における研究活動に係る行動規範及び恵泉女学園大学公的研究費の取扱規程に基づき，恵泉女学園大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合に厳正かつ適切に対応するための措置等に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程において「教職員等」とは，本学に雇用されているすべての者，本学の施設，設備を利用して研究に携わる者及び本学の学生（研究生その他本学において修学する者を含む。）をいう。

２　この規程において「研究活動上の不正行為」とは，故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、研究の立案，計画，実施，成果の取りまとめ及び成果報告の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。

（１）　捏造　　存在しないデータ，研究結果等を作成すること。

（２）　改ざん　研究資料・機器・過程を変更する操作を行い，データ，研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

（３）　盗用　　他の研究者のアイデア，分析，解析方法，データ，研究結果，論文又は用語を，当該研究に携わる者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

（４）　研究費の不適切な使用　　実態とは異なる謝金又は給与の請求，物品購入に係る架空請求，不当な旅費の請求その他関係法令及び学内諸規程等に違反して研究費を使用すること。

（５）　その他　二重投稿、不適切なオーサーシップ等、研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らし研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしい行為。

（防止計画推進部署）

第３条　最高管理責任者は，全学的な観点から，公的研究費の不正な使用を発生させる要因に対する防止計画（以下，「不正防止計画」という。）を推進するため，防止計画の推進部署を指定し，必要な業務を行わせるものとする。

２　防止計画推進部署は，大学事務局とし，次の各号に掲げる業務を行う。

（１）　不正防止計画の企画及び立案に関すること。

（２）　不正防止計画の推進に関すること。

（３）　不正防止計画の検証に関すること。

（４）　研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。

（５）　研究活動上の行動規範の浸透を図るための方策に関すること。

３　立案した不正防止計画は，統括管理責任者を通じて最高管理責任者の承認を得るものとする。

４　前項は，不正防止計画を改正する場合に準用するものとする。

（不正防止計画の実施）

第４条　統括管理責任者は，全学的な観点から不正防止計画の実施に努めるものとする。

２　統括管理責任者は，不正防止計画の実施に必要な措置を講じるものとする。

（通報・告発窓口等）

第５条　本学における研究活動上の不正行為に関する通報・告発を受ける窓口（以下「通報窓口」という。）を大学事務局及び学園本部内部監査室に置く。

２　不正行為に関する相談・告発の窓口については、大学HP上にて機関内外に周知する。通報窓口には職員を置き，大学事務局の職員及び学園本部内部監査室の職員をもって充てる。

（通報の受付）

第６条　研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は，通報・告発（以下「通報」という。）をすることができる。

２　通報は，封書，ファクシミリ，電子メール，電話及び面談によるものとし，直接通報窓口に行うものとする。

３　通報は，原則として，研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等の氏名，研究活動上の不正行為の態様，その他事案の内容が明示され，かつ不正とする合理的理由が示されていなければならない。

４　通報窓口は，通報を受けたときは，速やかに統括管理責任者に報告する。

５　統括管理責任者は，前項の報告を受けたときは，通報の用件の具備を確認の上，速やかに当該通報の内容を最高管理責任者に報告する。

６　最高管理責任者は，通報の受付から30日以内に，統括管理責任者とともに通報等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに，当該調査の要否を配分機関及び文部科学省に報告する。この場合において，本学以外に調査を行う研究機関等が想定される場合は，該当する研究機関等に当該通報内容について通知するものとする。

７　最高管理責任者は、通報等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するために、必要に応じて予備調査を行うことができる。

（機密保持等）

第７条　通報窓口の職員は，通報内容及び通報者の秘密を守るため，通報を受け付ける場合は，個室で面談を行う等，又は電話若しくは電子メール等を通報窓口の担当職員以外に見聞できないような適切な方法を講じなければならない。

２　通報窓口の職員及びこの規程に定める業務に携わる者は，業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

３　最高管理責任者は，通報者，当該通報の対象となった教職員等（以下，「被通報者」という。）通報内容及び調査内容について，調査関係者以外に漏洩しないよう秘密の保持を徹底しなければならない。

（通報者の保護）

第８条　統括管理責任者は，当該通報を理由として，当該通報者に対して不利益な取扱いがなされないように，適切な措置を講じなければならない。

２　教職員等は通報を理由として，当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

（調査の機関）

第９条　通報があった場合，原則として，本学が通報された事案に係る調査を行う。

２　被通報者が複数の研究機関等に所属する場合は，原則として，被通報者が通報された事案に係る研究等を主に行っていた研究機関等を中心に，所属する複数の研究機関等が合同で調査を行うものとする。

（調査委員会）

第10条　最高管理責任者は，第6条第6項に基づき調査の必要があると認めた場合は，調査委員会（以下，「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は，次の各号に掲げる委員で組織する。

（１）　統括管理責任者

（２）　コンプライアンス推進責任者

（３）　研究倫理教育推進責任者

（４）　その他の最高管理責任者が指名する本学に属さない第三者（弁護士・公認会計士等，外部有識者）

（５）　法人本部事務局管理職から　1名

（６）　内部監査室長

３　委員長は，統括管理責任者とする。

４　委員会は，構成員の半数以上を本学に属さない外部有識者としなければならない。

５　全ての調査委員は，告発者及び被告発者との直接の利害関係を有しない者でなければならない。

６　委員会は，調査委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に示すものとする。これに対し，通報者及び被通報者は，10日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合，最高管理責任者は内容を審査

し，その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに，その旨を通報者及び被通報者に通知する。

（調査の実施）

第11条　本学は，調査の実施に際し，調査方針，調査対象及び方法等について配分機関に報告し，協議する。

２　委員会は，調査の実施の決定後，30日以内に調査を開始する。

３　委員会は，不正の有無及び不正の内容，関与した者及びその関与の程度，不正使用の相当額等についての調査を実施する。

４　委員会は，指摘された当該研究に係る論文，実験・観察ノート，生データ等の各種資料の精査，関係者のヒアリング（被告発者の弁明の聴取を含む），再実験の実施等により調査を行う。この場合において，研究費の不適切な使用に係る事案のときは，各種伝票，証憑書類，申請書等の関係書類の精査，関係者のヒアリング等により行う。

５　委員会は，調査対象における公表前のデータ，論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が，調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮するものとする。

６　委員会の調査に対し，通報者，被通報者その他当該通報等された事案に関係する者は，求めに応じ，調査に支障がある等，正当な事由がある場合を除き，当該事案に係る資料の提出または閲覧，現地調査に応じなければならない。

（調査結果の報告）

第12条　委員会は，調査結果を直ちに最高管理責任者に報告するとともに，当該結果を被通報者及び通報者に通知し，最高管理責任者は，研究活動上の不正に係る告発等の受付から210日以内に最終報告書を当該資金分配機関等及び文部科学省に提出する。

２　委員会は，調査の過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合は，速やかに認定し，配分機関及び文部科学省に報告する。

３　委員会は，配分機関の求めに応じ，調査の終了前であっても，調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関及び文部科学省に提出する。

（不正の認定）

第13条　委員会は、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行う。

２　委員会は、研究者の説明及びその他の証拠によって、不正行為等であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為等と認定することができる。また、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、研究者が不正行為等であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

（不正の事実がないと認定した場合の措置）

第14条　最高管理責任者は，不正の事実がないと認定されたときは，次の各号に掲げる措置を要請するものとする。

（１）　委員会が講じた調査時の措置の解除

（２）　すべての調査関係者へ被通報者の研究活動が適正であることの通知

（３）　被通報者の不利益発生防止策の実施及び名誉回復に係る措置（必要に応じての公表を含む。）

（４）　被通報者の精神面を含めた支援の実施

（５）　その他必要な措置

２　最高管理責任者は，研究不正の事実がないと認定されたときにあっても，直ちにこれをもって悪意の通報等とみなし，通報者に対し，不利益な取扱いをしてはならない。

（研究費の使用中止）

第15条　最高管理責任者は，委員会において研究活動上の不正行為が行われたと認定された場合は，研究活動上の不正行為への関与が認定された者に対して直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

２　最高管理責任者は，前項の認定前などの調査中においても，必要に応じて当該研究費の使用一時停止措置をとることができる。

（処分）

第16条　最高管理責任者は，調査の結果，研究活動上の不正行為と認定された場合は，当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して，恵泉女学園大学就業規則，その他関係諸規程に従って処分をするものとする。
２　最高管理責任者は，前項により処分を課したときは，当該資金配分機関に対して処分内容等を通知する。
（不服申立て）
第17条　第11条に基づき不正行為を行ったと認定された者は，その認定に関して理由を添えて最高管理責任者に不服申立てをすることができる。最高管理責任者は，不服申立てがあった場合，当該資金配分機関及び文部科学省に報告する。
２　不服申立てを行う場合は，調査の結果の通知を受け取った日を起点として14日以内に行わなければならない。
３　不服申立ての審査は委員会が行う。ただし，不服申立ての趣旨が，委員会の構成等，その公正性に関するものである場合は，最高管理責任者の判断により，委員会の構成員を変更して，審査をさせることができる。
４　不服申し立ての却下や再調査を決定した場合は，速やかに配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。
５　委員会が再調査を決定した場合は，50日以内に，先の調査結果を覆すか否かを決定し，その結果を直ちに最高管理責任者に報告し，最高管理責任者は当該結果を被告発者，被告発者が所属する機関および告発者に通知しなければならない。
６　委員会による不服申し立てに係る再調査の期間の目安は30日とする。
７　委員会は，不服申し立てがあった場合について再調査の結果を，直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は当該結果を，告発者が所属する機関および被告発者，またその事案に係る資金配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。
（調査結果の公表）
第18条　最高管理責任者は，不正行為が行われたと認定された場合は，速やかに調査結果を公表する。
２　最高管理責任者は，不正行為が行われなかったと認定された場合は，原則として調査結果を公表しない。ただし，調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は，調査結果を公表する。
３　上記１，2の公表する調査結果の内容については，別紙1「報告書に盛り込むべき事項」として定める。
（業者への対応方針）
第19条　最高管理責任者は，研究費の不正な取引に関与したと認定した業者に対して，取引を停止することができる。
２　不正防止の観点から，一定の取引実績に基づき業者に対し定期的に誓約書の提出を求めるものとする。
（公的研究費の管理及び執行）
第20条　公的研究費は，本学において組織として管理するものとし，当該公的研究費に関し定められた指針等によるもののほか，恵泉女学園大学経理規程及び恵泉女学園大学旅費規程に準拠して適正に執行するものとする。
２　公的研究費の執行において，物品等を購入する場合は，不正使用の防止を図るため，庶務課において検収を行う。
（研修会及び説明会の実施）
第21条　統括管理責任者は，公的研究費の不正使用を防止し，適正化を図ることを目的として，教職員等を対象に毎年，研修会及び説明会を実施する。
（監査制度）
第22条　公的研究費の監査を行うため，内部監査は，法人本部の内部監査室が担当する。
２　最高管理責任者は，監査結果を公表する。防止計画推進部署は，運営及び管理の見直しを行い，必要に応じて関係者に運営及び管理の改善を指示するものとする。
第23条　最高管理責任者は，次の各号に基づき，教職員の意識の向上を図らなければならない。
（１）　研究者個人の発意で提案して採択された研究課題であっても，資金は公的なものであり，本学による管理が必要であるという原則を教職員等に浸透させる。
（２）　教職員等は，専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ，効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を学内に浸透させる。
２　教職員の行動規範は，本学における研究活動に係る行動規範に定める。

（規程の改廃）
第24条　この規程の改廃は，大学経営企画会議の議を経て，学長が行う。

附　則

この規程は，2008年4月1日より施行する。

附　則

この規程は，2013年4月1日より施行する。

附　則

この規程は，2014年9月29日より施行する。

附　則

この規程は，2016年4月1日より施行する。

附　則

この規程は，2017年4月1日より施行する。

附　則

この規程は，2017年10月12日より施行する。

附　則

この規程は，2020年9月28日より施行する。

附　則

この規程は，2021年9月27日より施行する。